



「安全報告書（2025）」

輸送の安全に係る情報（鉄道事業法第 19 条 4）

キロロスノーワールド
令和 6 年度版

令和 7 年 6 月 1 日
Lift Operation

キロロゴンドラ
長峰第 1 エクスプレス
長峰第 2 エクスプレス
センターエクスプレス
余市第 1 エクスプレス
余市第 2 エクスプレス
朝里第 1 リフト
朝里第 2 エクスプレス
ファミリーリフト
ゲートウェイエクスプレス

利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、厚くお礼申し上げます。
当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。
本報告書は、鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解を頂く為に公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

合同会社 キロロリゾート
職務執行者 丹羽 文彦

輸送の安全を確保するための基本方針

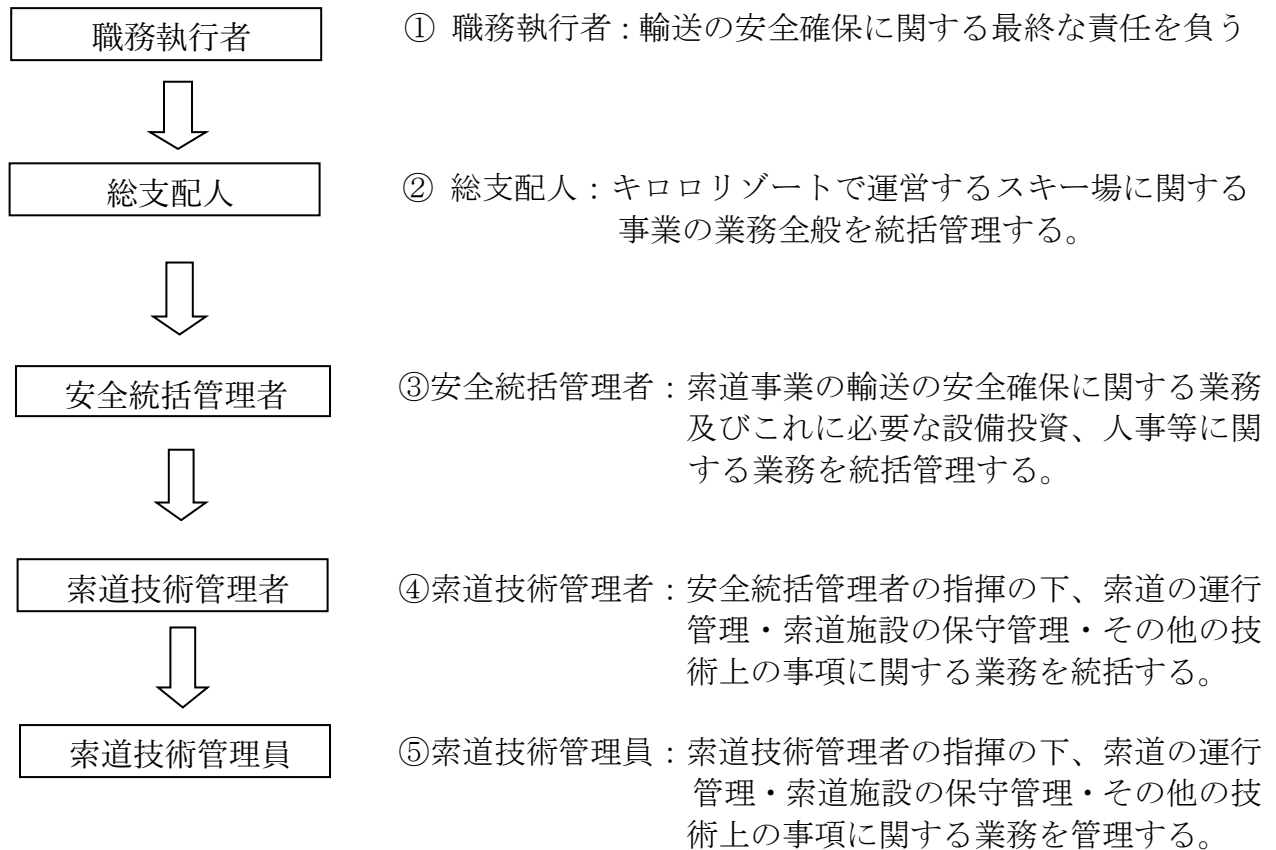
1. 職務執行者は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保する為の管理の方針、その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
2. 職務執行者及び職員（職員に準ずるものを含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係る行動規範(安全基本理念・安全方針)は、次の通りとする。
 - (1) 一致団結、協力して輸送の安全確保に努めます。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともに、これを遵守し厳正、忠実に職務を遂行します。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
 - (4) 職務の実施に当り、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
 - (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
 - (6) 情報は漏れなく敏速・正確に伝え、透明性を確保します。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制並びに方法

1. 職務執行者は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
2. 職務執行者は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
3. 職務執行者は、索道事業の遂行に際し、設備・運行・要員・投資・予算・その他の必要な計画の策定において、必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。
4. 職務執行者は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、輸送の安全確保に関する業務を統括管理する責務を有する事となる者の職務を行う上での意見を尊重するものとする。
5. 職務執行者は、事故・事故の恐れがある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがある事態の規模や内容等に応じて対策や対応方法、その他必要な事項を定め、職員等に周知・徹底しなければならない。

※ 当社の索道事業における安全確保に関する体制は下記図の通りとし、各責任者の役割及び権限は次に掲げる①・②・③・④・⑤の通りとする。

(職務執行者、責任者相互間の指揮命令系統図)



輸送の安全確保のための取組み

1. 従業員教育

当社では索道職員に対して、輸送及びお客様や職員への安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設教育・機器取扱い教育・接客教育・救助教育を実施致しており索道運営の基本を学びます。

2. 緊急時の対応訓練

当社では、毎年シーズン営業開始前に索道職員にて救助訓練を実施しております。又、シーズン中にも定期的な救助訓練を実施し緊急時の対応に備えております。

索道機器取扱い実技研修



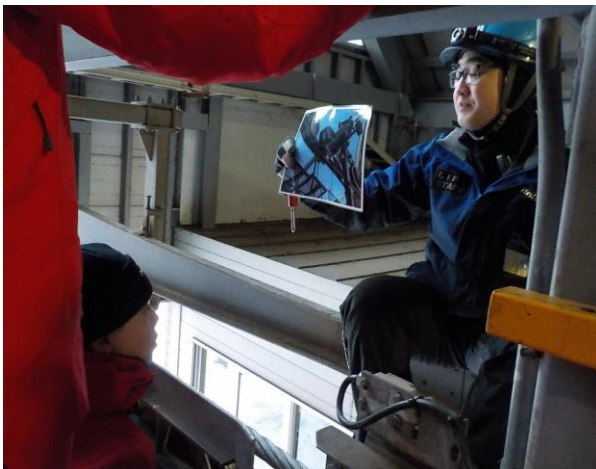
係員業務講習、安全教育（座学）



乗降場でのお客様安全乗降に関する訓練及びストック折れ防止、身構え教育



危険ポイント講習・機械説明



安全滑走講習



キログ Gondola 救助訓練



リフト乗客救助訓練



3. 安全のための設備投資
安全の維持・向上の為、10 ヶ年整備計画に基づく年間整備計画にて、今年度においては索道設備の一部更新、諸設備の修繕、消耗部品類の交換等を実施致しました。

ゴンドラ出発クラッチ交換



ファミリーリフト落下防止装置



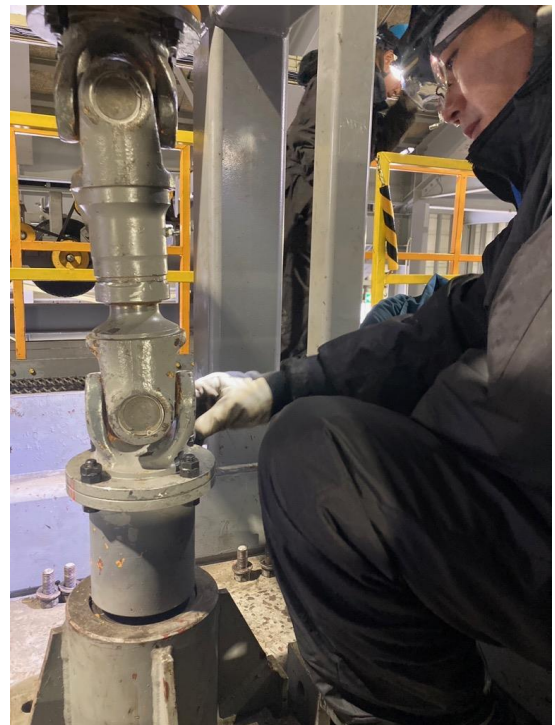
点検及び検査について

1. 索道運転細則に基づき運行開始前始業点検を実施し、運行に支障が無い事を確認の後運行を行っております。又、運行中は索道技術管理者及び索道技術管理員による線路点検を実施し、運行中の安全確認を行っております。
2. 索道整備細則に基づき、始業点検・1ヵ月検査・12ヵ月検査・臨時検査(1)・臨時検査(2)を関係法令に基づき実施しております。

支柱整備



場内押送機械整備



搬器整備



防風ネット補修



索道事故及びインシデントについて

【令和 6 年度の索道運転事故・インシデント等の発生状況とその再発防止措置】 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

1. 索道運転事故の発生状況
令和 6 年度の国土交通省へ届出する索道運転事故等の発生はありませんでした。
2. 地震・暴風雪等による災害の発生状況
令和 6 年度の災害による運行停止の発生はありませんでした。
3. インシデント(事故の兆候)の発生状況
令和 6 年度の国土交通省へ届出するインシデントはありませんでした。
4. 行政指導等について
令和 6 年度、国土交通省よりの行政指導等はありませんでした。

ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒046-0593

北海道余市郡赤井川村字常盤 128-1

合同会社 キロロリゾート

Lift Operation (リフトオペレーション)

T E L : 0135-34-7181

F A X : 0135-34-7194